

秩父市における電子納品について

秩父市では、工事及び業務委託について「秩父市電子納品運用ガイドライン」に基づき電子納品を試行実施しています。

実施にあたっては、埼玉県と同様に工事については写真のみを対象としますが、電子納品を円滑に実施するために発注者及び受注者は充分協議し進めるようご協力をお願いします。

概要

1. 電子納品の規則は国土交通省の要領・基準（案）を適用します。

全国的に統一されたルールを用いることで、ノウハウを共有できます。

業務委託については、当面、受発注者間の協議によりファイル形式等確認します。

2. 電子納品を基本とするが、着手時の協議により対象とする。又は、対象としないことができる。

工事については、工事写真のみを電子納品の対象とします。

受発注者間で、電子納品の対象・対象外を確認します。

3. 電子媒体はCD-R または DVD-R で作成します。

4. 工事写真は、土木関係は XML 形式ファイル。建築関係については、土木形式異なるので注意してください。

建築関係は、「衛生事業における電子納品について」「建築・設備工事電子納品写真作成要領」により作成します。